

資源回収報奨金のお支払いまでの流れ

①回収方法等の検討、周知

- 回収場所・回収方法・実施日・取引業者等を決めます。
実施に際しては、事前に「長野市集団資源回収の実施等に関するガイドライン」をご確認ください。
※回収方法は、リサイクルハウスや公民館など指定の場所に各自が持ちこむ場合、各家庭に回収に行く場合など、やりやすい方法をご検討ください。
- 回覧等で各家庭に周知します。

②資源回収団体登録

- 「資源回収団体登録申請書」を記入し、市へ提出します。（登録は毎年度必要です）
※年度途中に登録内容を変更する場合は、「資源回収団体登録変更届」のご提出をお願いします。

③資源回収の実施

④報奨金の交付申請

- 「長野市資源回収報奨金交付申請書」（3枚複写になっています）の1枚目（白い紙）を、お近くの支所または生活環境課まで提出してください。
※古紙類を回収した場合、必ず検量書【計量書】を添付してください。

⑤報奨金のお支払い

- 実施月の翌月下旬～翌々月初旬ごろに、報奨金交付申請書に記載された指定口座にお振込みします。